

京都市告示第657号

道路法第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から2週間一般の縦覧に供します。

平成27年3月31日

京都市長 門川大作

道路の種類 市道
 供用開始の期日 平成27年3月31日 午前11時
 路線名及び道路の区域

路線名	区間	旧 新 別	延 長	敷地の幅員
大原野112号線	西京区大原野南春日町1068番地の2地先から	旧	メートル 243.70	メートル 22.00 ~46.90
	同町1012番地の2地先まで	新	243.70	22.00 ~39.90
大原野113号線	西京区大原野南春日町959番地地先から	旧	207.80	9.40 ~36.10
	同町938番地の2地先まで	新	207.80	9.40 ~36.10
大原野114号線	西京区大原野南春日町2102番地の1地先から	旧	185.60	8.00 ~23.50
	同区大原野灰方町768番地の2地先まで	新	185.60	8.00 ~23.50
大原野115号線	西京区大原野灰方町2213番地の2地先から	旧	772.50	9.20 ~41.10
	同町1248番地の1地先まで	新	772.50	9.20 ~39.70

(建設局土木管理部道路明示課)